

仕様書（案）

1 件名

令和 7 年度 重症化予防事業委託

2 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 目的

国保健診受診者のうち、血糖又は血圧の検査結果が要医療判定となった者に対し、医療機関への受診勧奨や医療機関と連携した服薬管理・生活習慣改善指導を行うことで、糖尿病及び循環器疾患の重症化を防止し、将来的な医療費の抑制に繋げる。

4 対象者

（１）受診勧奨支援（６５～７４歳）

ア 高血糖 A

区が医療機関への受診勧奨についての案内を送付した後、レセプトにて受診が確認できない者。なお、案内の送付対象者は、令和 6 年度国保健診受診者のうち、高血糖について未治療（他疾患について治療中を含む。）かつ H b A 1 c（N G S P 値）が 7. 0 %（治療強化が困難な際の目標値）以上の者で、尿蛋白＋－以上かつ e G F R 3 0 以上、または尿蛋白－で e G F R 6 0 未満の者

イ 高血圧 A

区が医療機関への受診勧奨についての案内を送付した後、レセプトにて受診が確認できない者。なお、案内の送付対象者は、令和 6 年度国保健診受診者のうち、医師会医療検査センターで受診し、高血圧について未治療（他疾患について治療中を含む。）かつ血圧が収縮期 1 6 0 m m H g または拡張期 1 0 0 m m H g（Ⅱ度高血圧）以上の者

（２）服薬管理支援（４０～７４歳）

ア 高血糖 B

令和 6 年度国保健診受診者のうち、高血糖について治療中かつ H b A 1 c（N G S P 値）が 8. 0 %（治療強化が困難な際の目標値）以上の者

※ 対象が重複した場合は、高血糖の支援を優先する。

※ 国保健診の受診の有無や検査値にかかわらず、区にて介入が必要と判断した者については、対象者へ含めることとする。

5 業務概要

各事業の業務の詳細は以下のとおりとする。

なお、業務を行うに当たり必要な支援ツールについては、すべての内容を区と協議のうえ、受託者にて作成し、支援開始前に支援ツール一式を区に提供すること。

また、担当専門職名簿を事業開始前に提出すること。

(1) 受診勧奨支援

区が提供する対象者リストを基に、受託者は以下のとおり支援を行い、対象者に医療機関への受診勧奨や生活習慣改善指導を行う。また、令和7年度国保健診の受診勧奨も併せて行う。

※ 対象者リストは、区にて作成し、年1回の提供とする。

< 支援内容（高血糖A・高血圧A） >

ア 電話支援若しくは面談の実施

事前に区から医療機関への受診勧奨についての案内を送付。その後にレセプトにて医療機関への受診が確認できない者に対し、担当専門職が架電し、医療機関への受診の有無を確認したうえで以下の項目を聴取し、医療機関への受診勧奨や生活習慣改善指導等を行う。その際、電話支援でなく面談を希望する者がいた場合は速やかに区へ報告し、個別に対応すること。

・聴取項目（受診済みの者）

受診日、受診した医療機関名、受診結果、受診理由

・聴取項目（未受診の者）

未受診理由、受診予定時期

なお、電話支援の委託料は、以下のとおり区分する。

(ア) 電話支援①

対象者本人より、聴取項目をすべて聴取し、医療機関への受診勧奨等の支援を行った場合は「電話支援①」とする。ただし、担当専門職よりすべての項目について聴取したにもかかわらず、対象者より明確な回答が得られなかった場合には、聴取した内容を区へ報告することにより条件を満たしたものとみなす。

(イ) 電話支援②

対象者本人と会話での意思疎通が図れないなどのやむを得ない事情にて、支援が難しいと判断される場合、本人同席のもと家族へ電話支援を行う。その際、聴取項目をすべて聴取した場合、「電話支援②」とする。

(ウ) 電話支援③

本人の同席なく家族に対し行った支援については、家族より対象者本人の状況を聴取したうえで、医療機関への受診勧奨を行った場合「電話支援③」とする。その際の聴取項目はすべて網羅しなくてもよいこととする。

(エ) 電話支援④

対象者本人への電話支援において聴取項目すべてを聴取ができなかった場合、「電話支援④」とする。

(オ) 電話支援⑤

対象者本人若しくはその家族から事業不参加の申し出があった場合、又は、5回架電するも対象者本人若しくはその家族などと接触ができなかった場合、「電話支援⑤」とする。

なお、受託者は電話での接触率が芳しくない場合向上させるための対策を行うこと。

〈目標実施率：75%（電話接触者数／対象者数）〉

(2) 服薬管理支援

区が提供する対象者リストを基に、受託者は以下のとおり支援を行い、対象者に服薬管理・食事指導・運動指導・口腔保健指導等を行う。また、国保健診の受診勧奨も併せて行う。

※ 対象者リストは、区にて作成し、年1回の提供とする。

<支援内容（高血糖B）>

ア 事業案内文書等の送付

事業案内文書とリーフレット等を対象者へ送付する。同封物については区と協議すること。

イ 電話による参加確認

担当者が対象者に電話にて参加勧奨を行う。参加希望者から主治医・糖尿病連携手帳の使用状況を聞き取り、区へ報告する。本人より申込みがあった場合も同項目を聞き取り、区へ報告すること。

なお、区は主治医と連携した参加勧奨を実施する。

その後、区は、受託者又は区が確認した参加希望者の主治医から「生活指導確認書」を収受し、受託者に連絡、提供する。

なお、受託者は、参加率が芳しくない場合、向上させるための対策を行うこと。

〈目標参加率：30%（参加希望者／対象者）〉

ウ 初回面談の実施

区から連絡を受けた後、担当専門職は対象者と日程調整を行ったうえで、初回面談を行う。面談では生活習慣や通院状況等の確認、糖尿病に関する意識調査（PAID）を実施し、主治医作成の「生活指導確認書」を基に行動目標等の支援計画を作成する。

なお、イ電話による参加確認の際に糖尿病連携手帳を持っていないと回答した対象者については、糖尿病連携手帳を配付すること。

〈目標実施率：100%（初回面談実施者数／初回面談対象者）〉

エ 保健指導報告書（初回）の作成及び主治医への送付

初回面談後、「保健指導報告書」を作成し、事前に区の確認を受け、特定記録郵便にて送付する。

なお、送付については初回面談日から1か月以内に行うこと。

オ 電話支援の実施

ウ実施後の約3週間後に、担当専門職が対象者へ架電し、行動目標の達成状況等の確認を行う。

カ 継続面談の実施

オ実施後の約1か月後に、担当専門職が対象者と面談し、生活習慣の状況等の確認を実施する。また、必要に応じ適切な支援を行う。

キ 最終面談の実施

カ実施後の約1か月後に、担当専門職が対象者と面談を行い、行動目標の達成状況等の確認、糖尿病に関する意識調査（PAID）を実施する。また、必要に応じ適切な支援及び後日郵送する個人結果票と調査票の周知を行う。

ク 個人結果票の作成及び送付

対象者（キを実施した者）に対し、初回支援時との変化が分かる個人結果票を作成し、事前に区の確認を受け、郵送する。

なお、個人結果票に、次回の健診の受診案内を記載すること。

送付については最終面談日から1か月以内に行うこと。

ケ 評価（事業及び支援内容）の実施

評価対象者（キを実施した者）に対し、事業評価のために必要な調査を文書にて行う。

なお、送付については個人結果票に同封すること。調査票の返却がない対象者については、電話等による聴取を行うことで実施したものとする。

なお、受託者は、調査票の返却率が芳しくない場合、向上させるための対策を行うこと。

〈目標実施率：100%（評価実施者数／評価対象者数）〉

コ 保健指導報告書（最終）の作成及び主治医への送付

最終面談後、「保健指導報告書」を作成し、事前に区の確認を受け、特定記録郵便にて送付する。

なお、送付については最終面談日から1か月以内に行うこと。

各支援間隔について疑義が生じる場合は速やかに区に確認すること。

6 留意事項

（1）電話

5 業務概要（1）受診勧奨支援ア電話支援若しくは面談の実施及び（2）服薬管理支援イ電話による参加確認の際、不在時の再架電回数は5回とする。なお、参加拒否者からは拒否理由を聞き取り、区へ報告すること。また、支援開始後においても架電回数は5回とし、接触ができなかった場合においては、文書等により対象者に支援継続の意向確認をすること。

（2）面談

面談日及び面談場所の調整は受託者が行うこと。区民施設での面談を希望する対象者においては、あらかじめ区と協議し、予約等調整をするものとし、調整できない対象者については速やかに区に報告し、個別に対応する。また、5業務概要（2）服薬管理支援において、対象者が面談ではなく電話支援を希望した場合には、面談時に使用するツールを事前に対象者へ送付したうえで、面談と同様の支援を電話にて実施すること。

（3）行動目標の設定

5 業務概要に記載されている行動目標については、対象者の状況に応じたものを設定すること。その後の支援時においては、必要に応じて見直しを行うこと。

（4）送付物

5 業務概要に記載されている送付物については、発送前に区が内容を確認した後、区内郵便局から発送すること。ただし、区が認めた場合に限り区外郵便局からの発送も可とする。

7 報告

事業の進捗状況等の報告を月に1回以上行うものとする。また、区の意見・要望を指導に活かしていくために、2か月ごとに統括専門職を交えた定期報告会を開催する。

8 事業評価・検証

令和8年度以降の重症化予防事業の実施方法を構築するための資料として、本委託契約により実施した事業の報告書を提出すること。

- (1) 事業全体の結果を集計・分析し、ストラクチャー、プロセス・アウトプット・アウトカム等の評価を行い、事業報告として提出すること。
- (2) 対象者個々の報告は「対象者名、数値、指導の進捗、各支援の状況、受診状況、評価時の状況等」について電子媒体で提出し、評価は「数値、受診行動、意識、生活習慣、高血糖 B 事業においては糖尿病に関する意識調査 (P A I D)・糖尿病連携手帳の活用状況等」の変化についてまとめること。

9 委託料の請求・支払

各月末日までの事業実施分について翌月10日までに、区へ委託料を請求する。区は、委託料の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うこととする。なお、支援状況については、電子媒体 (CD-R等) 若しくはメール (個人情報を含まない) にて提出する。

また、支払方法は指定銀行口座への振り込みにより行うものとする。

10 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項 (様式2)」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについては万全の対策措置を講じなければならない。

(1) 物理的セキュリティ対策

- ア コンピュータ設置場所、作業所等が耐震構造の建物であること。
- イ 監視カメラ、警備員等による防犯対策を施していること。
- ウ 建物、マシン室、データ媒体保管庫等への入退室管理システムが導入されていること。
- エ データ媒体は、保管庫内の施錠可能な専用キャビネット等において厳重に保管管理できること。
- オ 非常電源、防火システム等が整っていること。
- カ 作業コンピュータには、外部から接続できない等の保護対策を施していること。

(2) 人的セキュリティ対策

- ア 従業員に対して個人情報保護と情報セキュリティの研修を定期的に行い、個人情報の取り扱いを適正に行うよう努めること。
- イ 情報セキュリティの運用、管理体制が整備されており、セキュリティ管理者及び担当者が指定されていること。
- ウ IDカード、パスワード等を管理運用していること。

(3) 運用におけるセキュリティ対策

- ア 個人情報保護と情報セキュリティの方針が定められていること。
- イ データ媒体の搬送は、施錠可能なケースに入れ、セキュリティ便等安全かつ確実な方法に

より運搬を行うこと。なお、ケースは受託者が準備すること。

ウ データの授受は、管理簿をもって行うこと。

エ 建物、マシン室、データ媒体保管庫等に入退室できる者が特定されており、記録が適正に管理されていること。

オ セキュリティ対策運用体制の監査を定期的実施すること。

カ 事故、災害、トラブル等に対応できる体制・手順書を整えること。

キ 当該事務処理を行う情報システムを取り扱うことができる者を特定し、技術的にアクセス制限がなされているとともに、システムへのアクセス記録を適正に取得保管し、チェックすること。

(4) その他の個人情報保護対策

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得していること。

イ データ等は業務終了まで受託者において確実に保管し、納品時に返却すること。また、返却不可能な物については消去を行うこと。

なお、契約時及び履行完了時において、区が別途指定する確認表を用いて個人情報の取り扱いに関する状況確認を行うこと。

ウ 区が提供する資料(情報)処理のための事業者の情報システムに関するセキュリティ要件を以下のとおり定める。

(ア) 外部ネットワーク接続の禁止（若しくはファイアーウォール等の侵入対策の実施）

(イ) 利用資格者の限定及びアクセス制御のための認証システムを持つこと

(ウ) 操作ログの取得保存

エ この契約に係る個人情報取扱者の管理体制と管理者及び取扱者の名簿を区へ提出すること。

オ 個人情報保護及び情報セキュリティに関する社内方針を文書にて提出すること。

カ 区指定の様式で「個人情報の取り扱いに関するチェックリスト」を提出すること。

キ 事故発生時、並びに、個人情報保護及び情報セキュリティ対策について変更のあった場合は、直ちに区へ文書をもって報告する。

ク 業務上知り得た個人情報の取り扱いに当たっては、別に定める特約条項を遵守し、秘密保持に努めなければならない。また、契約期間中のみならず、準備期間中、契約終了後においても、同様の取り扱いとする。

ケ 受託者は、区の必要に応じ、現場査察の受け入れ、実施状況の報告等を行う。

コ 業務上、生じた疑義については、区に連絡し、その指示に従うこと。

1 1 不当行為の防止

受託者は委託業務の履行に際して、「江戸川区契約における暴力団等排除に関する特約条項」を遵守しなければならない。

1 2 その他

(1) 担当専門職は、医師・保健師・管理栄養士又は看護師とする。ただし、食生活・運動・口腔

に関する実践的指導については、健康運動指導士や歯科衛生士等専門的な知識を有する者が行うこともできる。

- (2) 受託者は区と密に打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせの際は3日以内に議事録を作成し、区へ提出すること。
- (3) 区が本業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めた場合、受託者は調査・照会について速やかに対応すること。
- (4) 対象者より苦情があった場合、区へ遅滞なく直後に電話連絡し、文書にて状況、改善策を報告する。
- (5) 受託者は、当該業務に当たり、区に損害を与えた場合、これに対する損害賠償をしなければならない。また、業務の実施中において対象者に損害が生じた場合、対象者に故意又は重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理に当たるものとする。なお、処理に当たっては、区と協議するものとする。
- (6) 最低賃金（毎年10月頃の改正により最低賃金額が改正された場合は、当該改定後の最低賃金）以上の額を労働者に支払うこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項、作業内容等に疑義が生じた場合は、その都度区及び受託者の両者が協議し、決定する。

1.3 担当部署

健康部健康推進課健診係 連絡先：03-5662-0623